

令和7年3月

神戸市内の不動産・マンション等を仲介・管理される皆様へ

神戸市環境局

仲介・管理物件等入居者への家庭ごみの出し方ルール啓発について（お願い）

本市では、市に転入される方向けに、家庭ごみの出し方ルール冊子「ワケトンBOOK」をお渡ししているところですが、一部の地域でごみ出しが原因でトラブルに発展することがあります。

このような地域トラブルを未然に防ぐためにも、以下の内容をご確認いただき、入居者の皆様へのごみ出しルールのご案内にご協力いただきますようお願いいたします。

重 要 契約時又は入居時にルールをご案内いただきますようご協力宜しく願います。

【契約時や入居時などに、入居者にご案内いただきたいこと】

1. (マンション等集合住宅の管理者が独自で設置していない) クリーンステーションは、クリーンステーションを利用される皆様で管理されていることをお伝えください。
2. 仲介・管理物件等入居者が利用可能なクリーンステーションの場所をご案内ください。
3. 家庭から出るごみと資源の出し方ルールちらし等をお渡しく下さい。
 - 基本的なごみ出しルールをご案内するちらし
「A. 神戸市のごみの出し方ルール」
 - ごみ分別を詳しくご案内する冊子・ちらし
「B. ワケトンBOOK」及び「C. ごみと資源の分け方・出し方」
 - 外国人向けに多言語でごみ出しルールをご案内するちらし
「外国語版ちらし」(「神戸市 外国人 ごみ出し」で検索いただければ内容確認できます。)

※上記のちらしについては、別紙 FAX でお申込みいただければ、
神戸市環境局から送付いたします。
4. ごみの収集日をご案内ください。
「神戸市 ワケトンカレンダー」で検索 ※ダウンロード可
5. 地域の資源集団回収情報(新聞・雑紙・段ボールなど)をご案内ください。
「神戸市 資源集団回収」で検索

【参考】事業を行う入居者の「事業系ごみ」について

マンション等の部屋で事業を行っている入居者には、事業系ごみ啓発ちらし「ご入居の事業者の皆様へ」をお渡しいただくか、マンション等の掲示板に掲示いただく等、ルールの啓発にご協力をお願いします。※事業系ごみは家庭ごみとして収集できません

【連絡先・発送先】

神戸市環境局業務課 適正排出担当 TEL:078-595-6144 FAX:078-595-6246
E-Mail:kankyogyomu@city.kobe.lg.jp